

令和2年11月24日

〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭3-1-35
西部ガスリビング株式会社 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 横山公一)

(電話095-827-0356)



照 会 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、御社の「警報機・住居用消火器個別リース契約約款」（2019年4月1日作成にかかるもの。以下「本件約款」といいます。）を調査していたところ、本件約款の一部に趣旨が不明な条項がございました。

そこで、当法人は、御社に対し、下記のとおりご照会いたします。

つきましては、本照会書に対する御社のご回答を、令和3年1月末日までに、文書にて当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）にご連絡くださいますようお願いいたします。ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

なお、ご不明な点がございましたら、申入担当者までお問い合わせください。

敬具

記

- 1 本件約款第10条(1)項③号¹では、「ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき」に御社が警報器又は住宅用消火器のリース契約を解除することができるかとされています。

警報器又は住宅用消火器のリース契約において顧客が負うのはガス料金の支払義務ではなくリース料の支払義務であるのに、ガス料金の滞納等という事由により御社がリース契約を解除できるとされている理由を教えてください。

- 2 本件約款第10条(1)項④号²では、「転宅により西部ガスの需給契約を解約されたとき」に御社が警報器のリース契約を解除することができるかとされています。

西部ガスの需給契約と御社との警報器リース契約とは関係がないように思われるのですが、西部ガスの需給契約を解約すると御社が警報器リース契約を解除できるとされている理由を教えてください。

- 3 本件約款第11条³では、「お客さまが警報器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合」に解約手数料が必要とされています。

都市ガス以外のエネルギーに切替える場合に顧客の都合による解除の場合と同様に解約手数料が必要とされている理由を教えてください。

- 4 本件約款第12条⁴では、「お客さまが消火器リース期間中に都市ガス以

¹ 第10条(1) 当社は、リース期間中、お客さまに次に該当する事由が生じたときは、何等の催告することなく本契約を解除することができます。

③ ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき。

² 第10条(1) 当社は、リース期間中、お客さまに次に該当する事由が生じたときは、何等の催告することなく本契約を解除することができます。

④ 警報器リースにおいて、転宅により西部ガスの需給契約を解約されたとき。

³ 第11条 当社は、お客さまが警報器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合や、その他お客さまのご都合で（前条(1)④の転宅により当社から解除する場合を除く）リース契約を解約される場合、解約日の属する月のリース料金と、解約手数料として一台につき1,000円に消費税を加えた金額を請求します。また、前条（(1)①、⑤を除く）による中途解約の場合、お客さまのご希望があれば設置した警報器をお売渡しします。お売渡し価格は別表により算定した額とします。

⁴ 第12条 当社は、お客さまが消火器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合や、その他お客さまのご都合で（引越し含む）リース契約を解約される場

外のエネルギーに切替える場合」に消火器を売渡しのうえリース契約を終了するとされています。

都市ガス以外のエネルギーに切替える場合に顧客の都合による解除の場合と同様に消火器の強制売渡し及びリース契約の強制終了という効果が定められている理由を教えてください。

以上

合、解約日の属する月のリース料金と、別途定める売渡し率にて算定した売渡し金額の合計金額を請求しお売渡しのうえリース契約を終了させていただきます。